

規制シート

(別紙1)

180195601460001
200195601460001

平成26年12月10日

規制の名称	工業用水法	所管府省	経済産業省、環境省
根拠法令等	工業用水法(昭和31年法律146号)、工業用水法施行令、工業用水法施行規則	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ産業施設課 課長 津村 晃 環境省水・大気環境局土壤環境課地下水・地盤環境室 室長 真先 正人
規制目的	特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もってその地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的とする。		
規制内容の概要	指定地域内で一定規模以上の井戸から工業用として地下水を採取する場合、都道府県知事の許可が必要。指定地域ごとに、採水深度や揚水設備の許可基準を定めている。	関連する予算	【環境省】 地盤沈下等水管理推進費(平成26年度予算16百万円)
規制の最近の改廃経緯	平成26年6月4日〔地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律39条による改正〕(未施行) 平成26年6月13日〔行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律225条による改正〕(未施行)	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資するため	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	5年(http://www.meti.go.jp/intro/law/taisyo-horitsu.pdf)		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	—
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	—
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	—